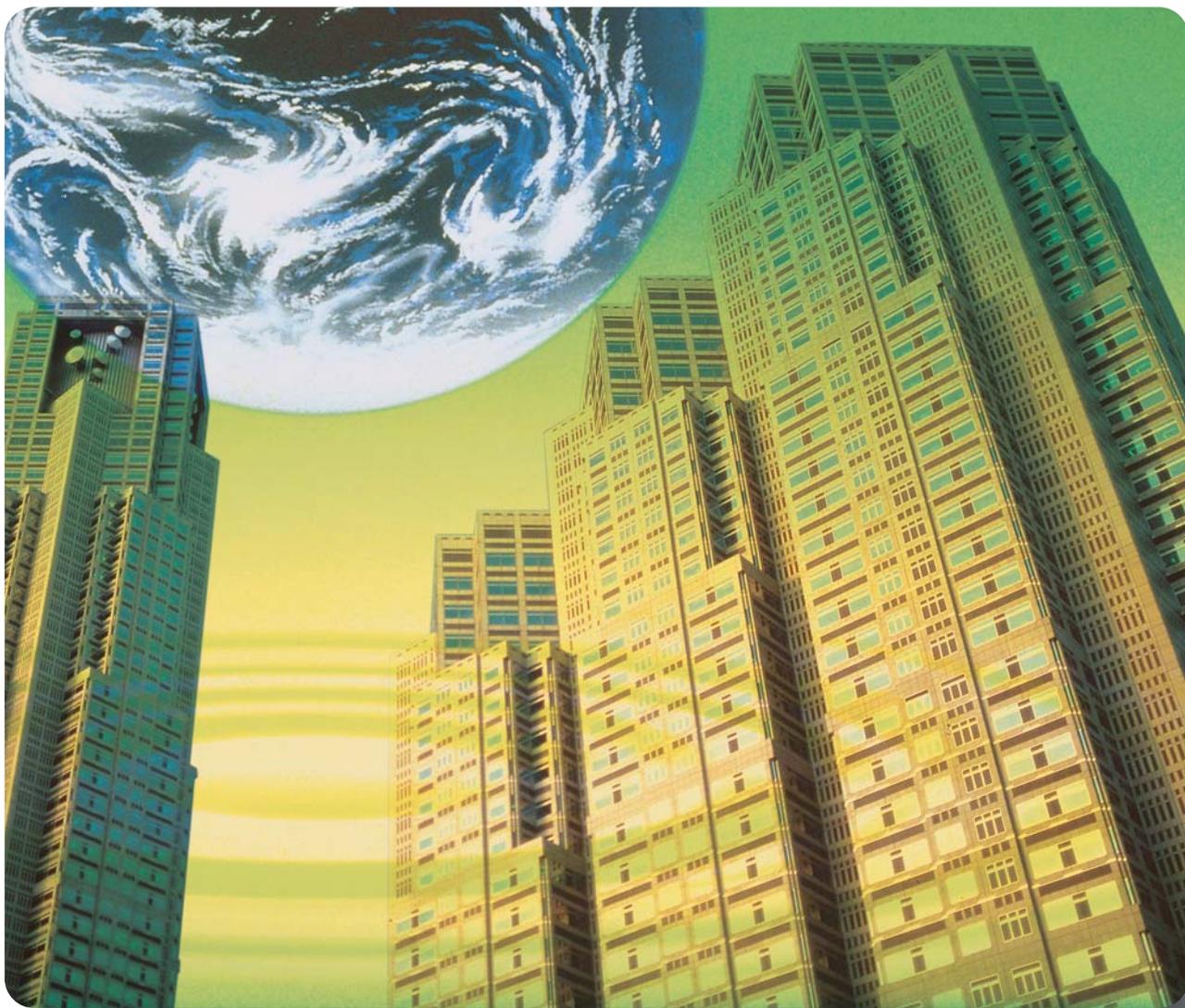


# 労働災害総合保険



# 1

## 法定外補償保険

### 法定外補償(上積み補償)とは…

この保険は貴社が法定補償(政府労災保険)とは別に独自に行なう上積み補償保険金としてお支払いするものです。

- 1 貴社の従業員が業務上**／身体の障害(負傷、疾病、後遺障害、死亡)を被ったため、貴社が就業規則、労働協約などで定めた災害補償規定にもとづいて給付を行なわれる場合に保険金をお支払いします。
- 2 貴社に災害補償規定がない場合**／この場合でも、補償金について弊社とお打ち合わせいただくことにより法定外補償保険をご契約いただき、上積み補償を行なっている場合に保険金をお支払いします。



※通勤災害(補償特約)は法定外補償保険にセットすることのできる特約です。

### この保険の対象となる貴社従業員(被用者)の範囲

この保険の対象となる従業員(被用者)は、事業場の全従業員となります。(一部の者を選別して付保することはできません。)ただし、同一事業場において従業員の雇用契約上の身分が異なる場合には、申込書および保険証券に明記することにより、臨時雇従業員(アルバイト・パートタイマー・嘱託等を含む。)を除外してご契約できます。なお、出向社員(派遣および受入れ従業員)の取扱いにつきましては取扱代理店または弊社営業社員までお問合せください。

### お支払いする保険金の内容

- ご契約の際に約定した保険金額に従って一定額もしくは平均賃金の一定日分を保険金としてお支払いします。
- 労災事故の認定および、後遺障害等級・休業日数の認定は、政府労災の認定に従います。
- 通勤途上災害もお支払の対象とすることができます。政府労災保険の通勤災害補償制度の上乗せとして、通勤途上災害も割増保険料をお支払いいただくことにより対象とすることができます。

### 保険金をお支払いできない場合

政府労災保険の対象とならない損害のほか次のような身体障害または法定外補償については保険金をお支払いすることができません。

- 1) 保険契約者、被保険者等の故意による身体障害
- 2) 戦争、暴動、地震、噴火、津波、原子力、風土病に起因する従業員の身体障害
- 3) 災害を被った従業員自身の故意、もしくは犯罪行為、重過失によるその従業員の身体障害
- 4) 従業員の車両の酒酔運転・無免許運転による、その従業員の身体障害
- 5) 賃金を受けない日の第3日目までの休業に対する法定外補償金
- 6) 職業性疾病による身体障害

### 保険金額と保険料

保険金額は、保険契約締結時に、業務上災害につき死亡保険金、後遺障害保険金(1~14級)、休業補償保険金ごとに弊社とご相談の上、約定していただきます。なお、保険金額のきめ方は次の2通りの方法があります。

定額方式……あらかじめ一定の補償金額(例:死亡の場合…1,000万円)を定める方式です。

定率方式……1日あたりの平均賃金に対する割合(例:死亡の場合…1日あたり平均賃金の1,000日分)をもって補償金額を定める方式です。

※平均賃金は、労働基準法第12条に定めるものをいいます。

- 保険料は事業の種類、保険金額、保険期間中の見込み従業員数(定額方式の場合)、保険期間中の見込み賃金総額(定率方式)等により決まります。  
※見込み従業員数、見込み賃金総額は直近の「労働保険概算・確定保険料申告書(事業主控)」または賃金台帳等の客観的資料により確認させていただきます。
- 保険料の確定精算について  
※「保険料確定精算の手続き」について  
ご契約締結時にいただいた保険料は「暫定保険料」となります。保険期間終了後に、「確定保険料」を算出するために必要な保険料算出数値等を確認させていただき、保険料確定精算の事務手続きをさせていただきます。  
※「保険料精算省略特約」について  
ご契約時に把握可能な直近の労働保険年度等における平均被用者数等の実績に基づき算出した保険料を確定保険料とし、保険期間終了後の保険料確定精算の事務手続きを不要とすることができます。
- この保険料は全額損金として経理処理ができます。
- 保険料の分割払をすることができますようになっています。  
(注)保険料は1回の支払額が5万円を下回らない範囲で年間最高12回の分割払が可能です。

# 2

## 使用者賠償責任保険

### 使用者に法律上の責任のある労働災害

労働災害が発生した場合に、使用者に法律上の責任が発生するのは次の2つの条件が備わったものです。

- 1 使用者側に過失があること**  
法律上の責任は、過失のあった場合に生じることを原則としております。ただし、建物の欠陥などにより生じた災害については厳格な責任が課せられております。
- 2 政府労災保険による給付で償いきれない損害があること**  
労働基準法の規定により「政府労災保険による給付が行なわれた場合、同一の事由についてはその給付額の限度において、使用者は民法上の責任を免れる」とことになっております。(労基法84条第1項および第2項)。従って政府労災保険によって償われない部分(逸失利益の不足額、慰謝料など)があることが法律上の責任が発生することの要件となります。

### お支払いする保険金の範囲

労働災害に関し、貴社が法律上の賠償責任を負担することによって被る次のような損害賠償金や費用について保険金をお支払いします。

#### 1 被災従業員またはその遺族に支払うべき損害賠償金

具体的には

- A: 死亡や後遺障害の場合の逸失利益(本人の得べかりし利益の喪失)
- B: 休業損失
- C: 慰謝料

※自賠責保険との関係 — 自動車の通行に起因して発生した労働災害については、貴社の法律上の賠償責任の額が自賠責保険から支払われるべき金額を超過するときにかぎり、その超過分について保険金支払いの対象となります。

### 使用者賠償責任保険金に付随して支払われる主な費用保険金

使用者賠償責任保険金に基づく費用保険金	支払事由の概要
争訟費用保険金	被保険者と被害者との間の賠償責任に関する訴訟になった場合の訴訟費用(裁判上の和解、調停などの費用も含む)や弁護士報酬の費用であらかじめ弊社の書面による同意を得た費用をお支払いします。
示談交渉費用保険金	被保険者が弊社の書面による同意を得て支出した示談交渉に要した費用をお支払いします。
協力費用保険金	弊社が必要と認めて直接、損害賠償責任の解決に当たる場合、その遂行につき弊社へ協力するため被保険者*が直接要した費用をお支払いします。
権利保全費用保険金	保険契約者または被保険者が法律上の損害賠償責任を負担した場合で第三者より損害の賠償を受け得る場合は、その賠償請求権の保全または行使のために被保険者が要した必要または有益な費用をお支払いします。

\*被保険者とは「保険の補償を受けられる方」のことです。

### 保険金のお支払い方法

保険金のお支払い方法は、災害補償規定の有無により、次の通りとなります。

#### 災害補償規定のある場合

法定外補償保険の付保の有無、および保険金額の如何にかかわらず、災害補償規定の上乗せ保険になります。

使用者賠償保険でお支払いする部分(慰謝料を含みます)	(使用者の民事責任が発生しない部分)
〈災害補償規定〉	
〈政府労災保険〉	

業務上災害

#### 災害補償規定のない場合

政府労災保険の上乗せ保険になります。

使用者賠償保険でお支払いする部分(慰謝料を含みます)	(使用者の民事責任が発生しない部分)
〈政府労災保険〉	

業務上災害

#### ご注意

- 注1: 通勤災害については、使用者の民事責任が発生しないため、使用者賠償責任保険ではお支払いの対象となりません。
- 注2: 法定外補償保険に加入している場合には、使用者賠償責任保険はその上乗せ保険となります。
- 注3: ご契約時に免責金額を設定し、1回の災害ごとに損害額から控除することもできます。ただし、法定外補償保険に加入していない場合に限りです。

## お支払いする保険金の限度額(支払限度額)の設定

ご契約にあたってはお支払いする保険金の最高限度額(支払限度額)を決めていただきます。

**たとえば** 1名につき……………2,000万円  
1災害につき……………1億円

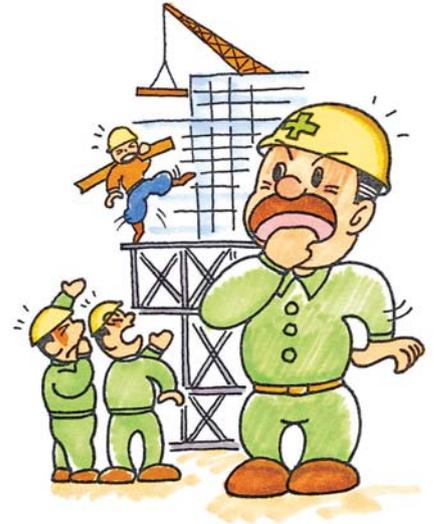
実際には貴社の仕事の内容などから起こり得る可能性のある事故の内容、賠償金の額および災害補償規定の給付額から判断して、適当な限度金額をお決めいただくことになります。

この限度額はあくまで1名または1災害に対する限度額であって保険期間中何度でもこの限度で保険金をお支払いいたします。

## 保険金をお支払いできない主な場合

次のような損害については保険金をお支払いできません。

- 1) 使用者・事業場責任者の故意による損害
- 2) 戦争・暴動などの事変および地震・噴火・津波による損害
- 3) 賃金を受けない日の第3日目までの休業に対する損害賠償金
- 4) 同居の親族に対する責任
- 5) 職業性疾病による身体障害
- 6) 労災保険法等に基づき給付を行なった保険者(国)が費用の請求をすることにより貴社が負担するに至った金額



# 3

## 各種特約のご説明 (いろいろな契約方式)

### 1 通勤災害補償特約

政府労災保険では通勤(出勤・退勤)途上で従業員が被った災害は、業務災害とは別個の通勤災害保護制度により補償されます。貴社が通勤災害保護制度の上乗せとして、通勤途上災害についても法定外補償を行なっている場合には、その補償責任を割増保険料をお支払いいただくことにより保険金お支払いの対象とすることができます。なお、この特約条項は法定外補償保険についてのみご契約することができます。

### 2 退勤災害不担保特約

上記の通勤途上災害のうち、退勤途上の災害を不担保とする(すなわち、出勤途上の災害だけを補償する)場合には、上記特約に、本特約をセットしてお引受けいたします。

### 3 災害付帯費用補償特約(法定外補償保険のみ)

従業員が死亡または、後遺障害1級~7級に該当する障害を被った場合に、貴社が負担する経費をお支払いします。なお、この特約は、法定外補償保険についてのみご契約することができます。

### 4 職業性疾病補償特約

従業員が被った業務上の疾病のうち、長期間にわたり業務に従事することによりその職業特有の性質または状態に関連して有害作用が蓄積し、発病したことが明白なものを補償する場合に用います。

### 5 下請負人補償特約

貴社が下請負人を使用されている場合に、下請負人の従業員も下請負人補償特約をセットすることによりこの保険の対象とすることができます。その際、下請負人を特定していただくとともに、従業員数賃金総額、請負金額などをお知らせいただくことになります。

## はじめに

企業にとって労働災害が発生した場合には、従業員に対して巨額の補償責任または賠償責任を負担されることとなります。このような企業の従業員に対する責任をカバーする保険として用意されたのが大同火災の労働災害総合保険です。

## 労働災害総合保険の概要

労働災害総合保険は、次の2つの補償を組み合わせた保険です。いずれか一方のご契約も可能です。

### 1 法定外補償

労災保険法等(以下、「政府労災」といいます。)の上積み補償として保険金をお支払いします。

(対象となる従業員の範囲は)

原則として、貴社の労働者全員とします。ただし、ご希望によりアルバイト等の臨時雇従業員を除外して引受けることができます。なお、法定外補償規定を設けておられる場合は、その規定の適用を受ける被用者の範囲での引受けとなります。

### 2 使用者賠償責任補償

使用者側の責任となる労働災害が発生した場合、政府労災からの保険給付で足りない部分について、企業が被用者等からの損害賠償請求に基づき負担する法律上の賠償責任を補償します。

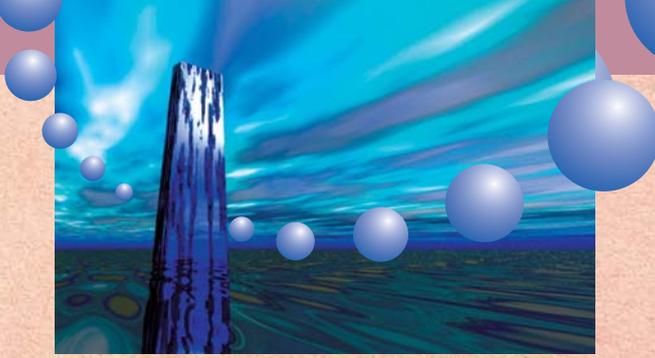
(対象となる従業員の範囲は)

原則として、貴社の労働者全員とします。ただし、ご希望によりアルバイト等の臨時雇従業員を除外して引受けることができます。なお、法定外補償条項にご加入されている場合には、原則として法定外補償条項の対象被用者に一致させていただきます。

※政府労災に特別加入(第一種、第二種)している事業主等は対象となりません。

**注** 政府労災保険等に加入していることが、ご契約の前提となります。

- ・ 政府労災保険等の給付が決定された場合に保険金をお支払します。
- ・ 業務災害、通勤災害、後遺障害等級、休業日数の認定は、政府労災保険等における決定に従います。



## 万が一事故が発生したときは

- すぐに取り扱代理店または弊社事故受付センター窓口(下記参照)までご連絡ください。事故の日から30日以内にご連絡がない場合は、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。
- 使用者賠償責任条項において、賠償をしなければならないと思われる事故が発生した場合には、事故の処理につきご相談ください。示談金や賠償金をあらかじめ弊社の承認を得ずに支払われた場合には、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。保険会社が被保険者の方と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありませんが、万一、被保険者が賠償責任を負う事故が発生した場合には、賠償問題が円滑に解決するようご相談に応じさせていただきます。なお、使用者賠償責任保険金では、重複する他の保険契約等がある場合は、他の保険契約等から既に保険金が支払われていた時は、弊社のお支払いする保険金からそれらの額の合計額が差し引かれることがあります。
- 使用者賠償責任条項において、被保険者(加害者)に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が弊社に対して有する保険金請求権(費用保険金に関するものを除きます。)について、先取特権を有します。詳しくは「重要事項説明書」をご覧ください。

このパンフレットは労働災害総合保険の概要をご紹介します。ご契約の際は必ず「重要事項説明書」をお読みください。また、詳細は種目ごとに「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」をご用意しておりますので、必要に応じて、取扱代理店へご請求ください。その他ご不明な点につきましては取扱代理店または弊社にご照会ください。取扱代理店は弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務などの代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては弊社と直接契約されたものとなります。

- ※保険料お支払いの際は、弊社所定の保険料領収証を発行することといたしておりますので、お確かめください。
- ※ご契約後20日を経過しても保険証券が届かない場合は、最寄りの弊社営業店までご照会ください。
- ※引受保険会社が経営破綻に陥った場合のご契約者保護の仕組みとして「損害保険契約者保護機構」がございます。詳しくは「重要事項説明書」をご覧ください。
- ※保険契約に関する個人情報の取扱方針を定めております。詳しくは「重要事項説明書」をご覧ください。

—— 郷土の損害保険会社 ——

### 大同火災海上保険株式会社

本店 〒900-8586 沖縄県那覇市久茂地1丁目12番1号  
(ホームページアドレス) <http://www.daidokasai.co.jp/>

※弊社の保険に関するお問い合わせ・ご相談などは、下記にご連絡ください。

**お問い合わせ・ご相談** ☎ 098-867-1063(お客さま相談センター)

**ご不満・ご意見・ご要望** ☎ 0120-331-308(お客さま相談センター)

受付時間：平日の午前9:00～午後5:00  
(土日・祝日、年末年始はお休みとさせていただきます)

※万が一の事故の際には、下記事故受付センターにご連絡ください。

**事故受付センター** 平日 午前9:00～午後6:00 ☎ 098-869-3119

※夜間事故受付 平日 夜間(午後6:00～翌朝9:00)および土日祝祭日は、下記専用ダイヤルにご連絡ください。



●お申し込み・お問い合わせは